

# 一般競争入札による未利用県有林野（土地） 一時貸付案内書（令和6年度）

## 目 次

◆ はじめに	1
貸付物件	
◆ 一般競争入札による未利用県有林野（土地）の一時貸付けのながれ	2
1 貸付条件等	3
2 入札参加の申込み	4
3 現地説明	6
4 入札保証金の納付	6
5 入札	8
6 開札	9
7 契約の締結	12
8 貸付料の支払い	12
◆ 入札心得書	13
◆ 貸付物件の位置図及び明細図	15
◆ （様式1）県有林野一般競争入札参加申込書	16
◆ （様式2）県有林野一般競争入札参加辞退届	17
◆ （様式3）誓約書	18
◆ （様式4）役員名簿	19
◆ （様式5）入札書	20
◆ （様式6）入札保証金充当承諾書	21
◆ （様式7）恩賜県有財産貸付申請書	22
◆ （様式8）恩賜県有財産賃貸借契約書	23

## はじめに

- 山梨県では、未利用県有林野（土地）について、貸付にかかる条件を定め、募集を開始するまでの間の暫定活用策として、管理上支障のない範囲で、一定の用途に限って、一般競争入札により一時貸付を行います。
- この入札に参加するためには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加することを希望する方は、この「一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付案内書（令和6年度）」をよくお読みになった上で、お申込みください。
- 一般競争入札による貸付先の決定とは、入札参加者が価格を競い合い、山梨県の定めた最低貸付料以上で、最も高い価格をつけた方に借りていただく方法です。

### 【 貸 付 物 件 】

番号	物件所在地	地目	貸付面積	貸付期間	最低貸付料
1	北杜市高根町清里字念場原 3545 番 1	山林	1.3342ha	令和6年9月1日 ～ 令和7年3月31日	432,285 円

※ 貸付物件の位置図・明細図は15ページに掲載しています。

### ○ 入札結果の公表

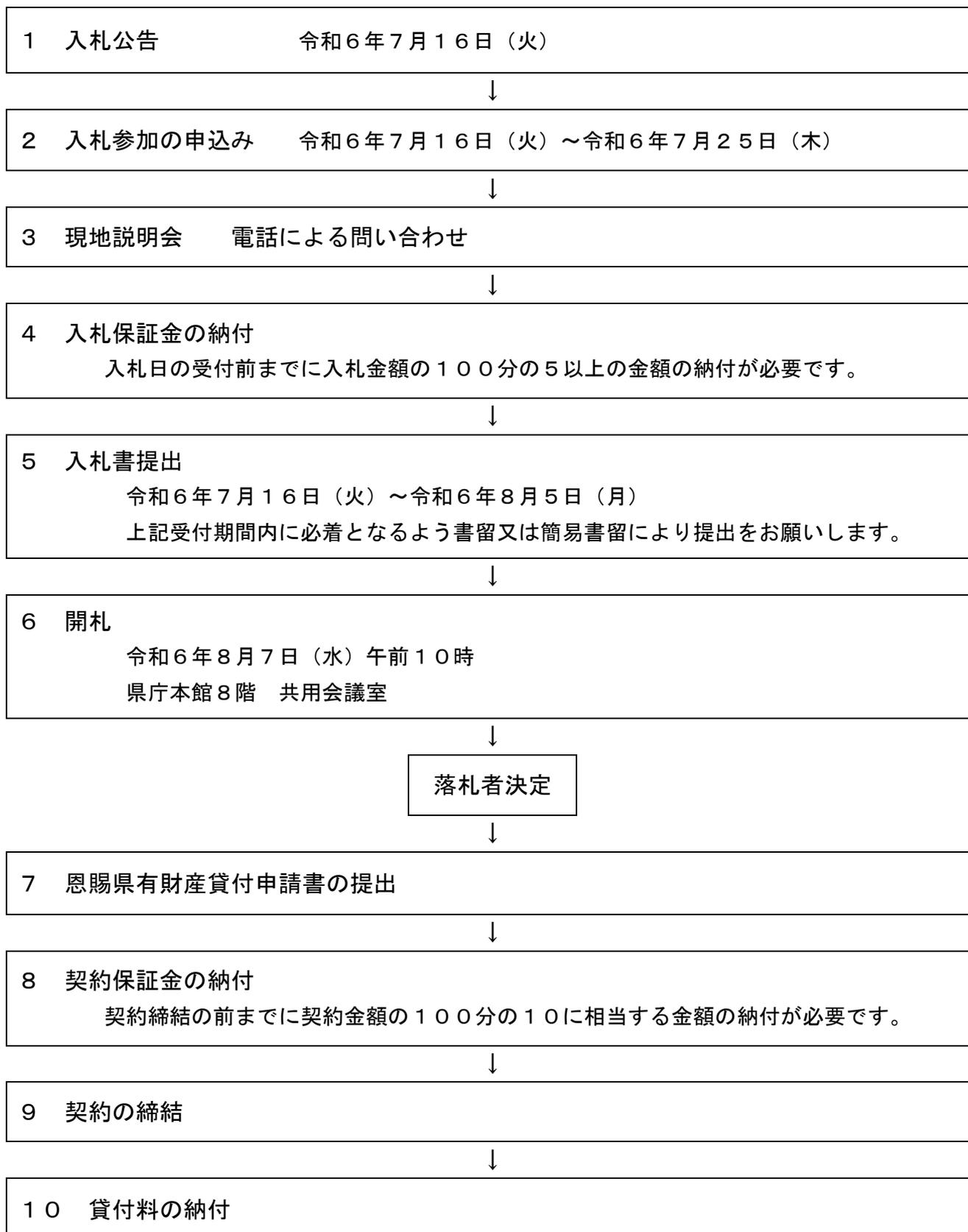
落札金額並びに落札者が法人にあっては法人名及び所在地を県のホームページへの掲示や報道機関への情報提供等の方法により公表しますので、御了承ください。

□お問い合わせ先

・山梨県林政部森林政策課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 電話 055-223-1655

## 一般競争入札による未利用県有林野（土地）の一時貸付けのながれ



## 1 貸付条件等

### (1) 貸付期間

貸付物件の使用に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間は、貸付期間に含まれます。

### (2) 用途

建物所有（仮設を除く）を伴わない臨時的・一時的な使用であって、借地権等の権利が発生しない用途に限ります。また、次に該当する使用はできません。

- ・風俗営業等の規則及び常務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途のための使用。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員のその活動のための使用。
- ・悪臭、騒音その他近隣住民の迷惑となるような使用。
- ・土壌の汚染等により返還が困難となるような使用。
- ・政治的用途、宗教的用途への使用。
- ・公序良俗に反する用途への使用。
- ・建物の建設を伴う使用（仮設を除く。）、堅固な基礎を要する使用。
- ・その他、県が適さないと判断した用途のための使用。

### (3) 貸付料

貸付料の額は、落札者が提出した入札書に記載された金額をもって貸付料とします。また、貸付料の支払いは、山梨県が指定する期日までに納めるものとします。

### (4) 原状回復措置

貸付期間の満了又は契約解除等により契約が終了するときには、貸付期間満了までに賃借人の責任において、原状回復措置を実施していただきます。ただし、山梨県が必要ないと認めた場合には、その限りではありません。

### (5) その他の条件等

- ・本件土地は、現状のまま貸付を行います。
- ・本案内書に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）等の関係諸法令に定めるところによるものとします。

## 2 入札参加の申込み

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

※ 申込者が入札参加者（落札された場合はその物件の貸付先決定者）となります。

※ 複数の者が共同で参加することは認めません。

### 申込資格

○ 入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加いただけます。

ただし、次に該当する方は、申込みができません。

〔申込ができない方〕

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ① 山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
  - ③ 落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて山梨県との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 山梨県との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (4) この公告の日から開札の日までに山梨県から指名停止措置を受けている日が

含まれている者

- (5) 当該入札事務に従事する山梨県の職員
- (6) その他法令等の規定により、山梨県との間で土地の貸付契約ができない者

## 申込方法

次により、申込受付期間内に申込受付場所へ申込提出書類を提出してください。  
申込提出書類は、持参又は書留、簡易書留による郵送によって提出してください。

### ○ 申込受付期間

期間：令和6年7月16日（火）～7月25日（木）まで（必着）

ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日を除く。

時間：午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

### ○ 申込受付場所

場所：山梨県林政部森林政策課県有林活用担当

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館8階

（電話）055-223-1655

### ○ 申込提出書類

① 県有林野一般競争入札参加申込書（様式1）・・・・・・・・・・ 1部

② 印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部

③ 誓約書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

④ 役員名簿（様式4）（法人のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※ 法人が入札参加者となる場合には、役員等氏名一覧の提出が必要となりますので、様式4を使用し、法人名及び法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記載してください。

※ 様式は、16～19ページのものを使用して作成し、必要事項を記入、記名押印のうえ、お申し込みください。

※ 申込受付後、受付番号を付した申込書のコピーを受付書としてお渡し又は送付します。

※ 申込みの際、入札保証金の振込用紙である保証金納付書（保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証・保管証書原符の四連のもの）をお渡し又は送付します。

### 3 現地説明

現地説明は行いませんが、現況について疑問等がある場合はお問い合わせください。

### 4 入札保証金の納付

○ 入札に参加される方は、入札保証金を入札書受付前までに入札する金額の100分の5以上の金額を山梨中央銀行県庁支店にて納付してください。

※ 入札保証金とは、誠実な入札参加者にのみ参加していただくために納めていただくものです。

※ 入札保証金の額が入札金額の100分の5以上の額に達しない入札は、無効となります。

#### ○ 入札保証金の納付方法等

入札参加申込時にお渡しする「保証金納付書」（保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証・保管証書原符の四連のもの）に次頁の記入例を参考に納人欄の住所・氏名及び金額（それぞれ4カ所）を記入し、左端の「保証金納付書」の納人欄及び右端の「保管証書原符」の納人印鑑届の欄に押印し、現金を添えて、山梨中央銀行県庁支店に提示して、納付してください。

山梨中央銀行県庁支店では、各片に保管証書番号を記入し、左から2番目の「保証金保管証書」に保管した旨の押印をして、右端の「保管証書原符」を切り離した後、残りの「保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証の三連のもの」を返してくれますので、すべてを入札書受付期間中に入札書とともに提出してください。

○ 落札者の入札保証金は、賃貸借契約締結時までお返しできませんが、落札者以外の方には、入札終了後、直ちにお返しする手続きを取ります。（詳しくは、10ページの「入札保証金の返還について」を御覧ください。）

○ 保証金納付書の記入例

第134号様式(第198条四係)

(保証金納付書)

保証金納付書													
納人		住所 ●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●		
氏名		株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●		
代表取締役		●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●		
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円	千	百	拾	円
¥		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4
ただし、令和6年度一般競争入札による未利用 県有林野(土地)の一時貸付 (人札)保証金 上記金額を納付します。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 殿 (かゝり) 保管証書番号No.													
保証証書番号No.													
この保証金は払出しを要する。 令和 年 月 日 山梨県会計管理者 印 (出納員、税務出納員) 山梨県指定(指定代理)金融機関 殿 山梨県指定(指定代理)金融機関													
納入受領年月日及び受領印 上記金額を領収しました。 令和 年 月 日 住所 氏名													
所属 林政部 森林政策課 印													
保証金保管証書													
納人		住所 ●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●		
氏名		株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●		
代表取締役		●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●		
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円	千	百	拾	円
¥		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4
ただし、令和6年度一般競争入札による未利用 県有林野(土地)の一時貸付 (人札)保証金 上記金額を保管しました。 令和 年 月 日 山梨県指定(指定代理)金融機関 山梨中央銀行 県庁支店 印 保管証書番号No.													
保証証書番号No.													
この保証金は還付(未当)を要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 印 (かゝり) 山梨県会計管理者 殿 山梨県指定(指定代理)金融機関 (出納員、税務出納員)													
保管証書番号No.													
この保証金は還付(未当)を要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 印 (かゝり) 山梨県会計管理者 殿 山梨県指定(指定代理)金融機関 (出納員、税務出納員)													
保管証書番号No.													
納入受領年月日及び受領印 上記金額を領収しました。 令和 年 月 日 住所 氏名													
所属 林政部 森林政策課 印													
保証金保管証書預り証													
納人		住所 ●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●		
氏名		株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●		
代表取締役		●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●		
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円	千	百	拾	円
¥		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4
ただし、令和6年度一般競争入札による未利用 県有林野(土地)の一時貸付 (人札)保証金 上記の保管証書を預りました。 令和 年 月 日 山梨県会計管理者 印 (出納員、税務出納員) 保管証書番号No.													
保管証書番号No.													
この保証金は還付(未当)を要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 印 (かゝり) 山梨県会計管理者 殿 山梨県指定(指定代理)金融機関 (出納員、税務出納員)													
保管証書番号No.													
この保証金は還付(未当)を要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 印 (かゝり) 山梨県会計管理者 殿 山梨県指定(指定代理)金融機関 (出納員、税務出納員)													
保管証書番号No.													
納入受領年月日及び受領印 上記保管証書を受領しました。 令和 年 月 日 住所 氏名													
所属 林政部 森林政策課 印													
保証証書原符													
納人		住所 ●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●			●●市●●町●●		
氏名		株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●			株式会社●●		
代表取締役		●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●			●●●●●●		
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円	千	百	拾	円
¥		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4
ただし、令和6年度一般競争入札による未利用 県有林野(土地)の一時貸付 (人札)保証金 上記金額を保管しました。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 殿 (かゝり) 保管証書番号No.													
保管証書番号No.													
この保証金は還付(未当)を要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 印 (かゝり) 山梨県会計管理者 殿 山梨県指定(指定代理)金融機関 (出納員、税務出納員)													
保管証書番号No.													
この保証金は還付(未当)を要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 長崎 幸太郎 印 (かゝり) 山梨県会計管理者 殿 山梨県指定(指定代理)金融機関 (出納員、税務出納員)													
保管証書番号No.													
納入受領年月日及び受領印 上記保管証書を受領しました。 令和 年 月 日 住所 氏名													
所属 林政部 森林政策課 印													

## 5 入 札

入札者は、下記（３）に記載する提出書類一式を、書留又は簡易書留により郵送してください。

### （１）入札書提出期間

期間：令和6年7月16日（火）～8月5日（月）まで（必着）

ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日を除く。

時間：午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

※入札書の書き換え、引き換え、撤回はできません。

### （２）提出場所

山梨県 林政部 森林政策課 県有林活用担当

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話番号 055-223-1655

### （３）提出書類

- ・入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・「保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証の三連のもの」・・ 1式

- 書類の提出は、二重封筒（中封筒、外封筒）を用いてください。
- 中封筒には物件ごとに入札書を入れて封印し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び物件番号を記載してください。
- 外封筒には、入札件名（県有林野（土地）の一時貸付）を記載するとともに、入札書在中の旨を朱書きしてください。裏側又は表側下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。
- 郵送用の外封筒は1通とし、中封筒のほか、「保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証の三連のもの」をすべて同封してください。

## 入札に当たっての注意事項

- （１） 入札には所定の入札書を使用し、入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、提出した印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。
- （２） 入札書の金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3, …）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- （３） 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- （４） 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 入札参加申込みをしなかった者がした入札
- ③ 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- ④ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
- ⑤ 入札書の金額を訂正した入札
- ⑥ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
- ⑦ 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札
- ⑧ 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者のした入札
- ⑨ 入札に関し、県の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか「一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付案内書（令和6年度）」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

## 入札の辞退

- 入札申込後に入札を辞退する場合は、入札書提出期限（令和6年8月5日（月））までに「県有林野一般競争入札参加辞退届（様式2）」を、5.(2)の提出場所に提出してください。
- 令和6年8月5日（月）までに提出が間に合わない場合には、ご連絡ください。
- 入札書提出前に入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の契約辞退については、納付した入札保証金はお返しいたしません。

## 6 開 札

### (1) 開札日

令和6年8月7日（水） 午前10時

### (2) 開札会場

山梨県庁 本館8階 共用会議室  
（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）

- 開札会場で開札の状況をご覧いただくことができます。
- 開札日は入札書の投函はできません。必ず令和6年8月5日（月）までに書留又は簡易書留にてご提出ください。

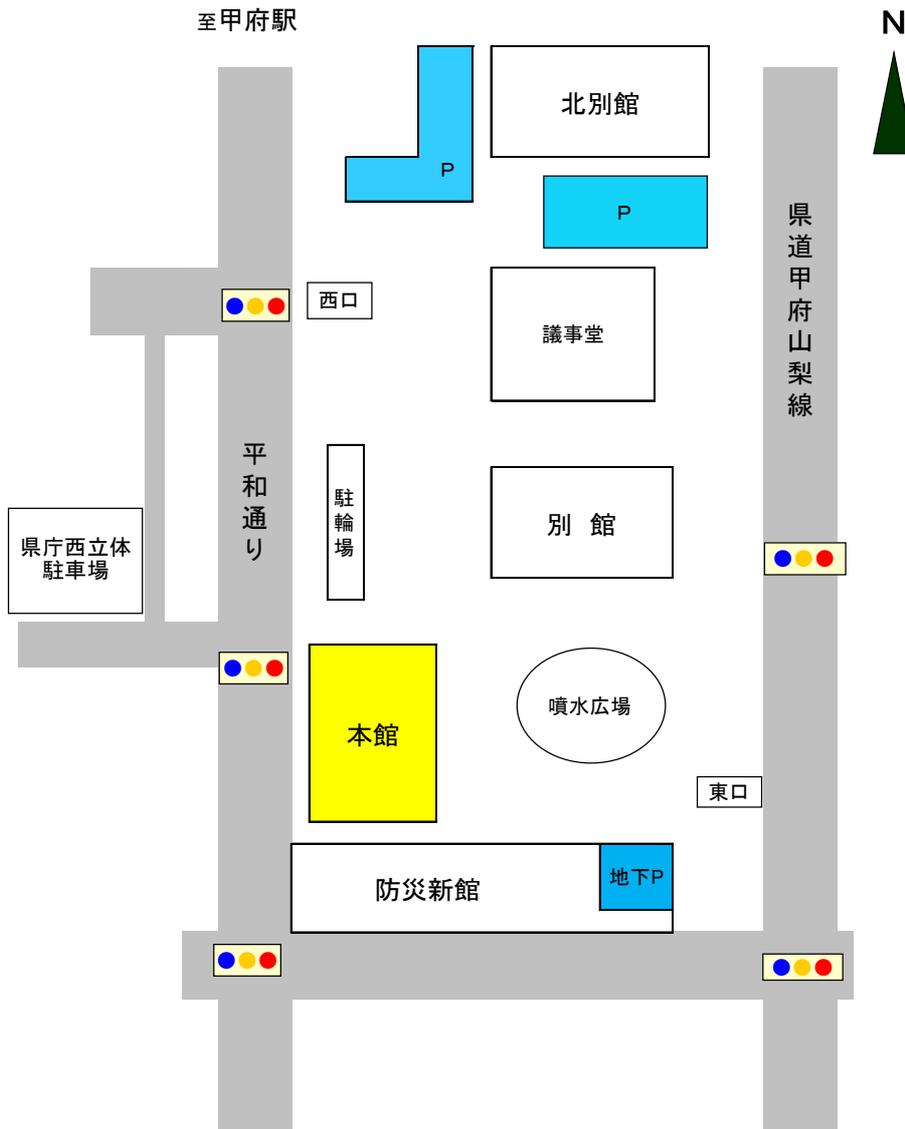
## 開札・落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の方法により決定します。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が山梨県の定めた最低貸付料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
  - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。県有林野一般競争入札参加申込書に記載されている受付番号をくじ対象者の抽選番号として割り当て、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- (2) 落札者には、開札終了後に貸付決定通知書及び入札保証金充当承諾書（様式6）を郵送するとともに、契約日等の協議を行います。

## 入札保証金の返還について

- 落札者以外の入札保証金は、開札後に入札保証金を還付する手続きをとります。
- 落札者の入札保証金は、賃貸借契約締結後に入札保証金を還付する手続きをとります。
- 提出された「保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証の三連のもの」のうち、「保証金保管証書」をお返しします。この「保証金保管証書」の下の欄に、最初に押印した「保管証書原符」の納入印鑑届と同じ印を押印し、山梨中央銀行県庁支店に提出することにより、入札保証金は現金で還付されます。
- 返還を受ける際、返還を受ける方が営業者（営利法人又は不動産業者である個人など）である場合には、収入印紙（1通につき200円）の貼付が必要です。ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しない者の場合は必要ありません。また、銀行窓口にて身分証明書（運転免許証等）の提示を求められることがあります。
- 「保証金保管証書」を紛失しますと、入札保証金の返還が受けられませんので、くれぐれもご注意ください。
- 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について支払を請求することはできません。
- 落札者が落札物件の賃貸借契約を締結しないとき又は落札決定後、入札に参加する資格のない者であることが判明し、その入札が無効となったときなどは、入札保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。
- 落札者の入札保証金は、契約締結に際し入札保証金充当承諾書（様式6）を提出することにより、契約保証金に充当することができます。

[開札会場案内図]  
県庁配置図



県庁本館8階配置図



## 7 契約の締結

### 契約の説明

落札者には、開札日当日の落札者決定後、直ちに契約の手続きの説明を行い、必要な書類を交付します。

### 契約の締結について

落札者は、すみやかに恩賜県有財産貸付申請書（様式7）を、山梨県中北林務環境事務所県有林課まで持参又は書留、簡易書留により郵送してください。

#### ○ 提出先

場所：山梨県中北林務環境事務所県有林課管理・森林利用担当  
蕨崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階  
(電話) 0551-23-3093

ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日を除く。

時間：午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

#### ○ 提出書類

- ・ 恩賜県有財産貸付申請書（様式7）・・・・・・・・・・1部  
※ 申請者は、必ず「落札者」名義としてください。

- (1) 契約を締結する前には、契約金額の100分の10に相当する額を契約保証金としてお支払いいただきます。  
なお、入札保証金は、契約保証金に充当することができますので、その場合、差額をお支払いください。
- (2) 落札者が期限までに契約保証金を納付しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。
- (3) この契約保証金は、貸付期間が満了し原状回復義務等の賃借人の義務を果たした後に返還します。
- (4) 納付された契約保証金には利息は付しません。また、契約保証金返還請求権に質権その他の担保を設定すること及び第三者に譲渡することはできません。
- (5) 契約書は、以下の恩賜県有財産賃貸借契約書（案）（様式8）を用います。
- (6) 賃貸借契約書（山梨県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

## 8 貸付料の支払い

- (1) 貸付料は、山梨県が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) 期限までに支払われなかった場合には、賃貸借契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。

# 入札心得書

- 1 入札参加者は、「一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付案内書（令和6年度）」（以下「貸付案内書」という。）を熟読のうえ、入札してください。
- 2 入札に参加するためには、事前に申込みが必要です。入札参加希望者は、公告で指定された入札申込期間内に公告で指定された場所に、必要書類を持参又は書留、簡易書留による郵送により提出し、入札参加申込みをしてください。
- 3 入札保証金の納付及び還付について
  - (1) 入札参加者は、入札日の受付を行う前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を「貸付案内書」に記載された方法により、納付しておくことが必要です。
  - (2) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、開札終了後、還付の手続きを行うことにより還付されます。
  - (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後、還付の手続きを行うことにより還付されます。なお、契約締結に際し契約保証金に充当することができます。
- 4 入札に参加することができる者は、3による入札参加申込みのうえ、入札書受付期間までに手続きを完了した者としてします。
- 5 入札書の記載等について
  - (1) 入札には所定の入札書を使用し、入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、提出した印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。
  - (2) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 6 入札者は、入札に際し、入札案内書、入札物件、賃貸借契約書、現地説明、入札物件の法令上の規制等のすべてを承知して入札するものとします。
- 7 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。
- 8 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
  - (2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札
  - (3) 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
  - (4) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
  - (5) 入札書の金額を訂正した入札
  - (6) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
  - (7) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正

行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札

- (8) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正な行為があった者の入札
- (9) 入札に関し、県の担当者の指示に従わなかった者の入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか「貸付案内書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

9 開札及び落札者の決定について

- (1) 落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が山梨県の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者とします。
- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

10 賃貸借契約の締結について

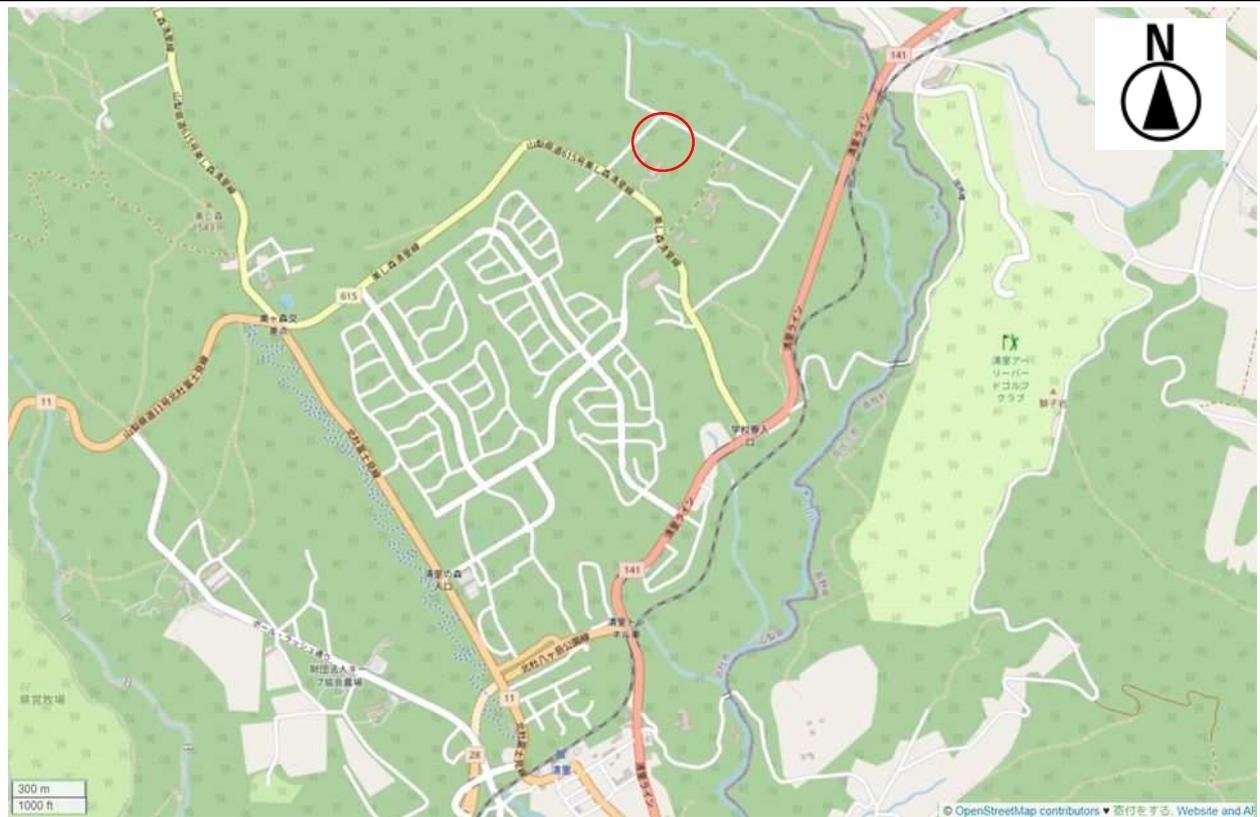
- (1) 落札者は、山梨県が指定する期日までに県と契約を締結しなければなりません。
- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は、県に帰属することになります。
- (3) 落札者は、賃貸借契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければなりません。なお、この契約保証金は、貸付期間が満了し原状回復義務等の賃借人の義務を果たした後に返還します。

11 貸付料の納付について

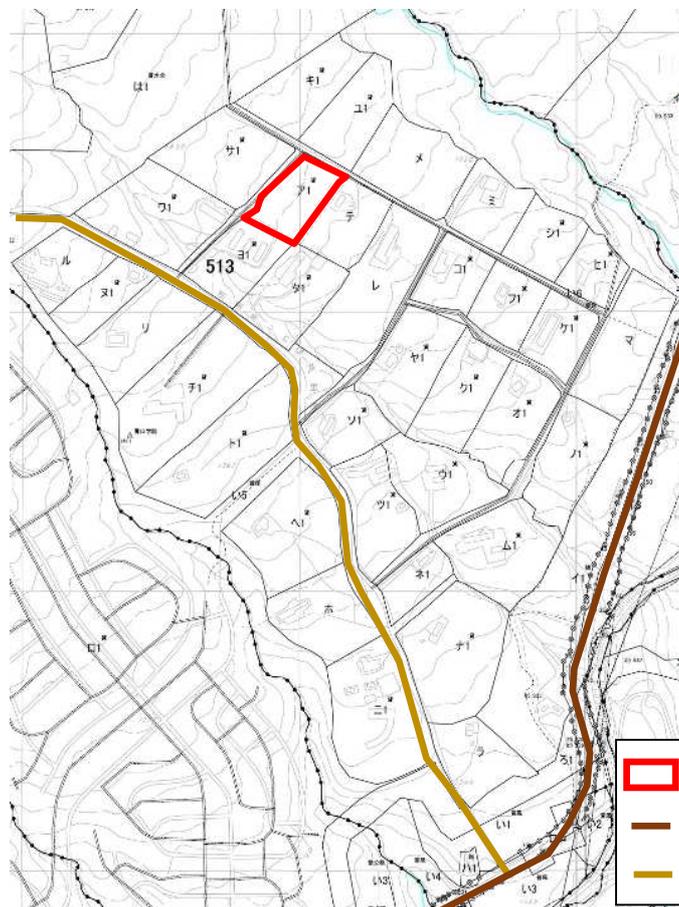
- (1) 落札者は、貸付料を県が交付する納入通知書に記載されている期日までに納付しなければなりません。
- (2) 期限までに貸付料が支払われなかった場合には、賃貸借契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返ししません。

12 貸付案内書及びこの入札心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令及び山梨県財務規則の定めるところにより処理します。

位置図



明細図



受付番号	※
------	---

### 県有林野一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県が実施する一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付について、貸付案内書の内容を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

1 申込者

住所 〒 \_\_\_\_\_  
ふりがな  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

物件番号	物件所在地	地目	貸付面積	貸付期間
1	北杜市高根町清里字念場原 3545 番 1	山林	1.3342ha	令和6年9月1日 ～ 令和7年3月31日

備考 添付書類

- (1) 戸籍抄本（法人等にあつては定款等の写し）
- (2) 利用計画（様式は任意）
- (3) 関係図面（様式は任意、位置図、使用する内容を平面図に明記）
- (4) 申請者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。）である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

注1) 申込みに当たっては、本書及びその他必要書類に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて受付窓口を持参又は書留、簡易書留により郵送してください。

【郵送先及び受付窓口】 甲府市丸の内一丁6番1号 山梨県林政部森林政策課

【問い合わせ電話番号】 055-223-1655

・申込みを受け付けた方には、本書のコピーを受付書としてお渡し又は送付します。

注2) ※印の付してある欄には記入しないでください。

※ 受付印
-------

(様式2) 県有林野一般競争入札参加辞退届

県有林野一般競争入札参加辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

私は、

物 件 番 号	受 付 番 号
1	

で応募しましたが、辞退します。

申込者

住所 〒

ふりがな

氏名

印

電話

※法人の場合は、法人名及び代表者名（以下同じ）

注1) 辞退届提出後は、辞退の取り下げはできません。

(様式3) 誓約書

誓 約 書

私は、山梨県が実施する一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付の入札参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。また、3の確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 貸付に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
  - ① 山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
  - ③ 落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく山梨県との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 山梨県との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 4 当該入札事務に従事する山梨県の職員ではありません。
- 5 入札に際し、貸付案内書、入札心得書、貸付物件、賃貸借契約書及び貸付物件の法令上の規制等、すべてを承知のうえ参加いたしますので、後日これらの事柄について山梨県に対し一切の異義及び苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿  
住 所  
(所在地)

氏 名  
(法人名・代表者名)

印

(様式4) 役員名簿

番号	法人名、商号、名称等 (法人・団体等のみ記載)	所在地 (個人の場合は、住所)	役職名 (法人・団体等のみ記載)	フリガナ	氏名 (漢字表記)	生年月日	性別	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

(様式5) 入札書

## 入 札 書 (第 回)

年 月 日

山梨県知事

殿

入札者

住所 (所在地)

氏名 (法人名・代表者名)

印

入札に付する土地

物件 番号	物件所在地	地目	貸付面積	貸付期間
1	北杜市高根町清里字念場原 3545 番 1	山林	1.3342ha	令和6年9月1日 ～ 令和7年3月31日

一般競争入札による未利用県有林野(土地)一時貸付案内書(令和6年度)等を承諾の上、上記の土地について、下記の金額をもって入札します。

入札金額

拾 千 百 拾  
億 億 万 万 万 万 千 百 拾 円

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入札保証金

(入札金額の5%以上の額)

千 百 拾  
万 万 万 万 千 百 拾 円

--	--	--	--	--	--	--	--

注1) 金額の数字は黒インクで算用数字を用い、数字の頭に「¥」の記号を記入すること。

注2) 金額の訂正は行わないこと。

(様式6) 入札保証金充当承諾書  
第84号様式(第113条関係)

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

令和 年 月 日

落 札 者

住 所

氏 名

(代 理 人)

住 所

氏 名

## 入札保証金充当承諾書

入札保証金¥                      円をその入札に係る契約保証金¥                      円に、山梨県財  
務規則第113条第1項の規定により充当することを承諾します。

(様式7) 恩賜県有財産貸付申請書 (山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第7条の6関係)

(昭36規則8・全改、平13規則67・令6規則21・一部改正)

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所  
氏 名 印

恩賜県有財産貸付申請書

次のとおり貸付(継続貸付)を受けたいので、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第7条の6第1項の規定により申請します。

所在地			面積 ヘクタール	現在の 状態	用途	期間		年間	
郡 村 市 町	大字	地番				年月日から 年月日まで	総数	料 金 1 <sup>円</sup> あたり	総額

備考

- 注 1 この様式中括弧内の文字は、継続貸付けの場合であること。  
2 「現在の状態」事項中継続貸付けの場合は、承認指令年月日及び番号を記載すること。  
3 山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第7条の6第2項に該当する場合は、必ず設計書(又は計画書)に許可証、認可証その他承認書等の写しを添付すること。

(様式 8) 恩賜県有財産賃貸借契約書

恩賜県有財産賃貸借契約書 (案)

賃貸人 山梨県 (以下「甲」という。) と賃借人 ○○○ (以下「乙」という。)  
は、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

(土地の表示)

第1条 甲は、次に表示するところにより、恩賜県有財産 (以下、「貸付土地」という。) を乙に貸し付けるものとする。

台帳番号 ○○○○

所在地	北杜市高根町清里字念場原				
地番	林小班	地目	実測面積 ha		位置
3545 番 1	513 林班 ア <sub>1</sub> 小班	山林	1	3 3 4 2	別紙実測 図及び位 置図のと おり。
		合計	1	3 3 4 2	

(借地借家法の適用除外)

第2条 甲と乙は、本件契約が建物の所有を目的とするものではなく、借地借家法 (平成3年法律第90号) の適用を受けないものであることを相互に確認する。

(使用目的)

第3条 乙は、貸付土地を貸付申請書に記載した○○○○事業のためにのみ使用するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第4条 乙は、貸付土地を現状のまま使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。ただし、甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 前条の使用目的に反して貸付土地を使用しないこと。
- (2) 貸付土地を転貸しないこと。
- (3) 貸付土地の賃借権を譲渡しないこと。
- (4) 貸付土地の形質を変更しないこと。

(貸付の期間)

第5条 土地の貸付期間は、次のとおりとする。

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

- 2 前項に規定する貸付の期間には、原状回復に要する期間を含む。

(貸付料)

第6条 貸付料は、金（落札額）円とする。

（契約保証金）

第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（前条に定める貸付料の100分の10）円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第16条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、第1項に定める契約保証金の全部又は一部について、賃料支払い、本件土地の原状回復、損害賠償その他本契約から生じる一切の債務に充当することができるものとし、充当した金額に相当する部分は甲に帰属するものとする。また、甲が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、乙は、直ちに充当した金額に相当する金額を甲に納付するものとする。

（貸付料の納入方法）

第8条 貸付料は、甲の発する納入通知書等により、指定する期日までに指定の場所に納入するものとする。

（延滞違約金）

第9条 乙は、貸付料を前条に規定する納期限までに納入しないときは、当該納期限の翌日から納入した日までの日数につき、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項の法定利率で計算した金額を延滞違約金として、甲に支払うものとする。

（境界標の建設等）

第10条 乙は、甲の指示により貸付土地の区域を示す境界標及び次の各号に掲げる内容を表示した標識を設置し、当該区域に含まれる恩賜県有財産の境界標とともに維持保全に当たるものとする。

- (1) 所在地
- (2) 林小班
- (3) 用途及び面積
- (4) 貸付期間
- (5) 賃借人の住所及び氏名又は名称

（既納の貸付料）

第11条 既に納入した貸付料は、還付しない。ただし、甲の都合により貸付土地の全部又は一部を返還させた場合又は甲において乙の責に帰すべき理由がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する貸付料は、甲の算定によるものとし、利息はつけないものとする。

（建物、工作物の設置等）

第12条 乙は、貸付土地において建物又は建物以外の工作物（次条第2項において

「建物等」という。)の新築(設)、改築(設)、増築(設)又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、簡易な工作物については、この限りではない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付土地の維持保全に努めるものとする。

2 乙は、貸付土地の現状の変更、建物等の設置等その他の行為をすることについての関係行政庁の許認可等に条件が付されている場合は、その条件を遵守しなければならない。

3 第1項に規定する貸付土地の維持保全に要する費用は全て乙の負担とし、乙は甲に対してその償還を請求することができない。

(実地調査)

第14条 甲は、随時貸付土地に立ち入り、契約条件の履行状況等を調査することができるものとし、必要と認める場合は、乙にその状況に関する資料又は報告を求めることができるものとする。

2 前項の規定による立入調査の場合は、あらかじめ乙にその旨を通知し、乙の立会いを求めるものとする。

3 立入調査及び資料の提出、報告等に要する経費は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。

(1) 国又は県若しくは他の地方公共団体において公用、公共用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

(2) 乙において、この契約に定める条件に違反したとき。

(3) 乙において、貸付料を6月以上滞納したとき。

(4) 乙において、貸付土地を使用して行う第3条に規定する事業を廃止したとき。

(5) 乙又は乙が転貸した第三者(乙が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。(以下「法人」という。))である場合は、当該法人、その役員、代表者又は管理人)が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(6) 前号のイ又はウに該当する者が、乙の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 乙は、貸付期間が満了し、又は前項の規定により契約を解除されたときは、貸付土地に乙が投資した改良費等を含む諸経費について損失があっても甲に請求し

ないものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、第5条に規定する貸付期間が満了するときは、甲に協議した上で貸付土地に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で貸付期間が満了する日までに貸付土地を返還しなければならない。ただし、継続貸付を受けている場合は、この限りではない。

2 第1項の規定にかかわらず、甲が必要やむを得ないと認めるときは、乙は、甲が指定する日までに前項に定める義務を履行すれば足りる。ただし、乙は、貸付期間が満了した日の翌日から貸付土地を返還した日までの日数に応じて第6条第1項の貸付料を日割りで計算した額を貸付料相当額として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、前条第1項の規定により契約が解除されたときに準用する。この場合において第1項中「貸付期間が満了する日まで」とあるのは「甲が指定する日まで」と読み替えるものとする。

4 甲は、その必要がないと認めたときは、第1項から前項までに規定する原状回復義務の全部又は一部について免除することができるものとする。

5 甲は、この契約の解除又は貸付期間満了に当たっては、貸付土地の面積、規模、その形質変更の程度等から、乙の形質変更行為に起因する土砂の崩壊、流出等の災害又は甲の所有に属する立木竹の被害発生状況若しくは緑化植栽木等の活着若しくは生育の状況についての経過観察が必要と認める場合は、その経過観察に関する協定を双方協議の上で締結するものとする。

6 甲は、乙が第1項又は第3項の規定による原状回復義務を履行しないときは、乙の負担においてこれを行うことができるものとする。

(届出の義務)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは直ちに甲に届け出るものとする。

(1) 天災その他の事情により、貸付土地及び県有財産に異常を生じたとき。

(2) 相続(法人にあっては、合併又は分割)による貸付土地の継承をしようとするとき。

(3) 乙又は連帯保証人の住所又は氏名(名称)の変更があったとき。

(4) 簡易な工作物(あらかじめ甲との協議により届出が不要と判断されたものを除く。)を設置しようとするとき。

(立木竹の保護)

第18条 貸付土地内にある甲の所有に属する立木竹(契約締結後に生育したものを含む。)は、乙が無償で保護する責任を負うものとし、これを伐採し、又は除去してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する事業の遂行に支障となる立木竹に

については、甲に協議し、必要に応じ甲に対して損失補償等を行うとともに、甲の指示に従い、これを除去することができるものとする。

(災害等の防止義務)

第 19 条 乙は、貸付土地又はその周辺の恩賜県有財産（貸付土地の形質変更等に起因して被害が発生し、又は発生するおそれのある周辺の恩賜県有財産又は貸付土地の維持保全のために施設の措置を必要とする周辺の恩賜県有財産に限る。以下同じ。）において次のいずれかに該当する事態が発生したときは、遅滞なく甲に届け出るとともに、貸付土地又はその周辺の恩賜県有財産についてその復旧又は被害防止のための施設の設置その他の適切な措置を講じなければならない。

(1) 土砂の崩壊又は流出、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 県の所有に属する立木竹その他の地上物件又は乙の所有に属する建物その他の地上物件に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

2 乙は、前項に規定する措置を講ずるときは、甲の指示に従わなければならない。

甲から前項に規定する措置を講ずるよう指導を受けたときも、同様とする。

3 乙は、第 1 項に規定する措置に要する費用を全て負担しなければならない。

(安全確保義務)

第 20 条 乙は、第 3 条に規定する事業が貸付土地又はこれに設置する施設を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付土地及びその周辺の恩賜県有財産において、注意標識の設置、立入規制、危険木の処理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に規定する措置を講ずるとき（第 18 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により甲の指示を受けて当該措置を講ずるときを除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第 1 項に規定する措置に要する費用を全て負担しなければならない。

(損害賠償等)

第 21 条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付土地の全部又は一部に損害を与えたときは、甲に対しその損害を賠償する責任を負う。

2 乙は、その責によらずに貸付土地若しくはその周辺の恩賜県有財産又は当該恩賜県有財産に所在する立木竹その他の地上物件（次項において「貸付土地等」という。）に起因する損害を受けた場合であっても、甲にその賠償を請求することができない。

3 乙は、貸付土地等に起因して第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償する責任を負う。この場合において、乙は、甲に求償を求めることができない。

4 前項前段の場合において甲が乙に代わって損害を賠償したときは、甲は乙に求償することができる。

5 乙は、第 1 項及び第 3 項に規定する場合のほか、この契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負う。

6 乙は、賠償責任保険への加入等、第1項、第3項及び前項に規定する賠償責任に備えるものとする。

7 乙は、損害賠償の額に相当する額を納付期限までに納付しない場合には、山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例（昭和39年条例第16号）に基づき計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（必要費、有益費の償還請求権の放棄）

第22条 乙は、貸付土地に民法第608条第1項の必要費又は同条第2項の有益費を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

（調査等による一時使用）

第23条 甲及び甲の承認を受けた者は、貸付土地内を一時使用する必要がある場合は、貸付目的を妨げない限度において無償で貸付土地を使用することができるものとする。

（裁判管轄）

第24条 この契約から生ずる一切の法律関係については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

（協議）

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

（法令の遵守）

第26条 乙は、関係法令等を遵守し、工作物の設置等で許認可の必要なものは、許認可を得た後設置すること。

（その他）

第27条 前各条のほか、貸付けの条件その他必要な事項は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年条例第48号）、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則（昭和28年規則第36号）及び山梨県財務規則（昭和39年規則第11号）の定めるところによるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

令和6年8月 日

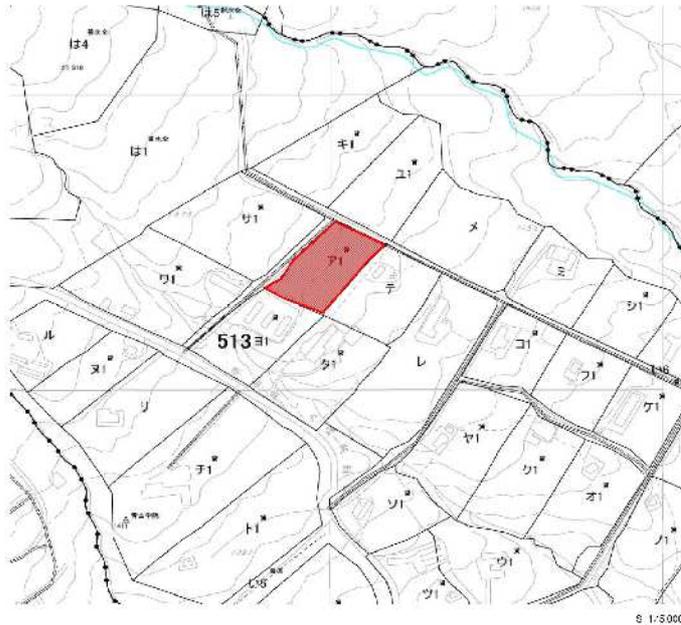
甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 住所  
氏名

恩賜県有財産貸地箇所位置図

北杜市高根町清里字念場原3545-1  
恩賜県有財産 第513林班 ア1小班

使用目的: ○○○○  
契約面積: 1.3342ha

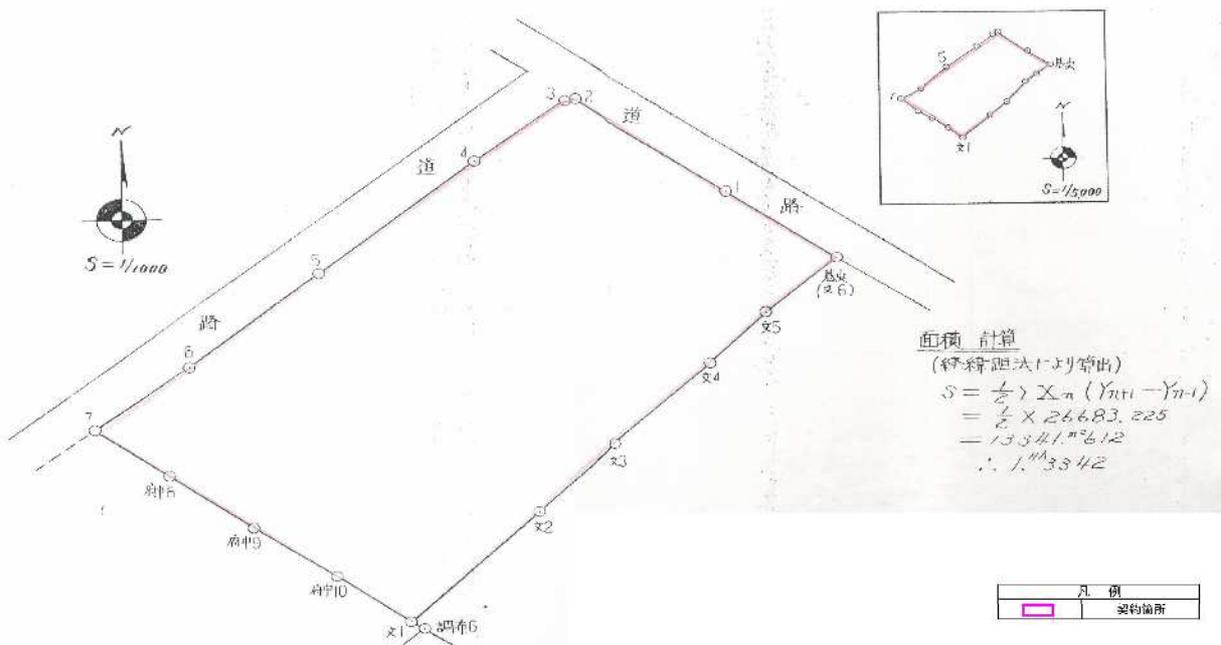


凡例	
	契約箇所

恩賜県有財産貸地箇所実測図

北杜市高根町清里字念場原3545-1  
恩賜県有財産 第513林班 ア1小班

使用目的: ○○○○  
契約面積: 1.3342ha



**【お問い合わせ先】**

山梨県林政部 森林政策課 県有林活用担当  
甲府市丸の内一丁目6番1号（県庁本館8階）  
電話 055-223-1655